１　開会

事務局：　定刻となりましたので、ただ今から、令和４年度第３回京田辺市子ども・子育て会議を開催します。

２　会長あいさつ

会　長：＜会議の開会にあたり、あいさつ＞

３　議題

（１）第２期京田辺市子ども・子育て支援事業計画の改定（中間年見直し）について

事務局：＜説明資料＝資料３～９＞

資料３をご覧ください。前回の会議で協議いただいたことを資料３に、追記をしている。改めて説明をする。

１　第２期京田辺市子ども・子育て支援事業計画とは、法定計画として令和２年３月に策定したもの。同計画には、幼稚園や保育所といった教育・保育の「ニーズ量の見込み」や「確保方策（提供量)」、各種子育て支援施策などを定めている。計画期間は、令和２年度から６年度までの５年間。

２　中間年見直しについては、令和４年３月に内閣府から「中間年の見直しのための考え方」が示され、令和３年４月１日時点の支給認定区分ごとの「実績値」と計画書の「ニーズ量の見込み」を比較して、１０％以上の乖離がある場合は「原則として見直しが必要」とされ、要因分析及びそれ基づく見直し作業を行うこととされた。

次に３　本市の中間年見直しの方向性については、国の考え方に基づき本市は令和３年度の実績値で見直すこと。見直す年度は令和５年度と６年度とし、「実績値」と「ニーズ量の見込み」の乖離が１０％以上あるものは原則見直す。ただし、新型コロナウイルス感染症の予防対策により、平常時と異なる状況にあった事業は見直しを行わないとした。

併せて、この計画の策定後に新設された、新設される認可保育園（１園）と小規模保育事業所（３施設）についてと、新たに事

業が始まった「体調不良児対応型保育事業」について、令和３年７月に策定した「第１期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」に基づき施設の再編整備を進めていることから、「確保方策（提供量）」の見直すこととした。

この前提条件に基づき、４　中間年見直しを行う項目については、

○児童数推計（３～５歳児のみ）の見直し

○幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）のニーズ量の見直し

○保育所枠のニーズ量の見直し

○第１期幼保再編整備計画により認可保育園と小規模保育事業所の新設や休園する施設があることから、「確保方策（提供量）」の見直し

○病児・病後児保育事業について、本計画策定後、民間こども園で事業を始められたことから、「確保方策（提供量）」の見直し、を行う。

５　改定スケジュールは、年内に庁内会議、教育委員会、子ども・子育て会議、市議会を経てパブリックコメントを年末から１か月間、実施する。パブリックコメント終了後は提出された意見の取りまとめを行い、庁内会議、市議会、教育委員会、子ども・子育て会議で、見直し計画の最終案を報告し、今年度末までに改定を行うこととしている。

次に、「児童数推計と教育・保育ニーズ量の見込み（検討資料）」は、まず（１）３～５歳児の児童数推計の見直しは、計画期間内の計画書に記載されている児童数推計と実児童数の乖離率が令和２年度が９５．５％、３年度が９４．９％、４年度が９１．６％になっており、この３年間の平均は９４．０％となっている。

推計人口は計画策定上、基礎となる数値であることから、計画精度を高めるため、当初の児童数推計の９４．０％で見直すこととし、令和５年度の児童数推計は２，１０５人の９４．０％にあたる１，９７９人に、令和６年度は２，０７０人を１，９４６人に見直すこととした。

（２）１号認定子ども実績量の内訳と見直しは、計画期間のう

ち令和２～４年度は実績量を記している。今回、見直しを行う令和５・６年度の見込み量は、幼稚園は既に令和５年度の入園申込みが終了していることから、令和５・６年度とも令和５年度の入園申込み数を見込み量とし、結果、１号認定こどものニーズ量の見込みは９５２人とした。

（３）２号認定子どものニーズ量の見直しは、就学前児童においてはどこの施設にも通わない「在宅等での保育」をされている児童が一定程度おられる事実がある。この人数は、就学前児童数から１号認定子ども数（幼稚園等に所属）と２号認定子ども数（保育所等に所属）を差し引いた分で推計できる。

これにより、表中の③在宅保育児の欄、令和２年度は６２人、３年度は４９人、４年度は５０人となり、この３年間の就学前児童数に対する平均の割合は２．４％となった。このことから、在宅等で保育をされている児童数は令和５年度の児童数推計１，９７９人の２．４％にあたる４７人、令和６年度の児童数推計１，９４６人の２．４％にあたる４７人を推計在宅保育数とした。

これにより、２号認定子ども（保育所等に所属）のニーズ量は、就学前児童数から１号認定子ども数（幼稚園等に所属）と在宅等で保育の児童数を差し引いた分が２号認定子ども数となるので、表中の⑦中間年見直し２号認定子ども数の見込みの欄、令和５年度は１，９７９人から４７人と９５２人を差し引いた９８０人、６年度は１，９４６人から４７人と９５２人を差し引いた９４７人とした。

資料５は結果を一覧にしたもの。アンダーラインがある数値が見直す数値になる。令和５年度は、児童数推計は２，１０５人を１，９７９人に、１号認定こどもは１，２５８人を９５２人となった。なお、１号認定子どものうち、「１号　３歳以上教育希望」と「新２号　３歳以上保育必要　教育希望が強い」の割合は、この計画期間中は７：３としているので、今回の見直しも７：３とする。これにより９５２人のうち、教育希望が６６６人、教育希望が強いが２８６人に、２号認定子どもは８００人が９８０人になった。

令和６年度は、児童数推計は２，０７０人を１，９４６人に、１号認定子どもは１，２３７人を９５２人となった。９５２人のうち、「１号　３歳以上教育希望」が６６６人、「新２号　３歳以上保育必要　教育希望が強い」が２８６人となり、２号認定子どもは７８７人が９４７人になった。

資料６は、幼稚園・保育所・こども園・小規模保育事業等の「施設定員（認可定員）の検討資料（認可定員の内訳)」、各施設の認可定員数を記載している。

表中の網掛けをしているところが今回の見直し作業の対象となる新設された施設や統合・休園する施設となる。市立田辺幼稚園は「第１期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」に基づき休園となることから、令和６年度から新３歳児の新規入園募集を実施しない。よって、令和６年度は定員数を３歳児の １ 学年分、６０人を減らす。

また、令和５年度から大住幼稚園が（仮称）大住こども園に移行することから、提供量を定員１８０人から１８４人に調整して、認定こども園の欄に移行している。

保育所の欄の定員４５人のウェルネス保育園、小規模保育事業所の欄の定員１９人のニチイキッズ、ほほえみ保育園、まゆあいが本計画の策定後に新設された、または新設される予定なので、それぞれ追加している。

資料７は、資料５と資料６をまとめたもの。表中の「①教育・保育ニーズの見込み」が資料５の数値、「②施設定員（認可定員＝確保方策)」が資料６の数値となる。子ども・子育て支援事業計画は需給計画、「ニーズ量の見込み（いわゆる市民の施設への入園希望分)」を「確保方策（提供量）（施設の認可定員)」で受け入れできるかどうかを「③過不足分」の欄で表している。

プラス（無印）表記は「施設の定員」が「市民の入園希望分」を上回っており、施設に余裕があるとのことになる。また、その反対でマイナス表記は「市民の入園希望分」が「施設の定員」を上回っていることになり、このマイナス表記の状態は計画上ではあるが、俗に言う「待機児童が発生」との状況になっていること

になる。

今回の見直しにおいては、令和５年度で「２号認定子ども（３～５歳児の保育枠)」でマイナス表記が発生しているが、実際には、各施設で利用定員の弾力化（定員を拡大しての受入れ）や他市町村への広域入所によって対応ができ、待機児童の発生はしない見込みでいる。

今回の見直しでの２つ目の柱となる体調不良児対応型保育事業は、本市では令和３年４月に開園した「みんなのき三山木こども園」で事業が初めて始まり、また、令和５年４月に開園する「(仮称）大住こども園」においてでも事業を行うこととしている。

同計画の「確保方策（提供量)」は、(仮称）大住こども園の実施箇所数分として令和５・６年度で対応していたが、提供量までは対応していなかったので、今回の見直しに合わせて対応する。

見直し期間となる令和５・６年度とも、実施箇所は「みんなのき三山木こども園」と「(仮称)大住こども園」の２箇所での実施。提供量は、両施設とも「月２０日の運営」で「１２か月(１年間)」、「一日の最大の受け入れが２人」とし、年間４８０人としており、２施設の合計年間９６０人で見直しを行う。

資料９はこの資料は計画書の新旧対照表になる。１・２ページは、今回の見直しにより関係する「第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策並びに新・放課後子ども総合プランに基づく取組」の「２　各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策」の「(２）令和２年度以降の教育・保育の提供体制の確保の方策」のうち、「令和５年度」と「令和６年度」の「見直し前」と「見直し後」を示している。アンダーラインを記している部分は、今回の改定部分となる。

３ページは、「３　各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」うち、「(７）病児・病後児保育事業」の見直し前と見直し後を示している。こちらも、アンダーラインを記している部分は、今回の改定部分となる。

会　長：　ご質問があればどうぞ。

委　員：　病児・病後児保育に関して、対象年齢は。

事務局：　今回の病児・病後児保育に関しては、施設に通っている子どもが対象となる。

委　員：　病児・病後児保育が可能かどうかという判断は、開業医等で一定の基準を満たせばできるということか。

事務局：　子どもを施設で預かっている時に体調が不良になるケースがあるが、その時は保育所から保護者へ電話をしてお迎えに来ていただくことになる。体調不良児の場合は、看護師が配置されているので、看護師の判断により親を呼ぶときから事業が始まる。

　看護師が配置していなければ保育士が、親が迎えに来るまでの間見ることになるが、看護師がいることで事業が成り立つ。

委　員：　コロナの終息はまだ難しいと思うし、インフルエンザの流行がいわれている中で、万が一コロナとコロナでないお子さんとが同じ混ざるという可能性があると思う。そのあたりの対策をされておいた方がいいと思う。

事務局：　大住こども園は「保健室」を設けることになっている。通常の保育所ではそこまでの整備をしないが、専用の部屋ができるので、インフルエンザとコロナであれば、保健室の中でカーテンを引いて区分をして対応をしていく。

委　員：　基本的なことだが、１号・２号・３号の区別がついていない。１号は幼稚園の方。新２号は何ですか。

事務局：　３歳児から５歳児で幼稚園に通っている方が１号認定となる。新２号は１号認定に含まれる。幼稚園に通っている方のうち、例えば、ご両親がお仕事をされているとかで保育所の預けるのと同等の要件をお持ちの方が申請をされた時に認定される。

　通常の教育部分の保育料は無償だが、新２号の方は預かり保育料が「無償化の対象」になる。細かくいうと、上限１万１，３００円までの範囲内で無償化の対象になる。

　２号・３号は保育所枠。３号は２歳児まで、２号は３歳児以上となる。

委　員：　保育所の年度途中の入所が難しいと聞く。今回の過不足分を補った形になると、来年度からは年度途中でも入所は可能になってくるのか。

事務局：　計画は計画と考えている。対応は今までと変わらないと思っている。大きな話しをすると、大住こども園や４５人定員のウェルネル保育園は保育の確保量が増えるので幾分かはましになると思う。

京田辺市では保育需要が多くて、出生後１年後で１００人増える状況で「子育てがしやすいまち」と評価されているので、どんどん増えている状況。いわゆる「掘り起こし」をしている状況になっている。

今回、計画の中間年の見直しをさせていただくが、これによって状況が大幅に状況が改善することは見込めない。

（２）その他

会　長：　報告等があればどうぞ。

委　員：　松井ケ丘幼稚園の件だが、だんだんと人数が減ってきている。少なくてもいい保育をしてくださっている。なくなることは残念。本市は小学校に一つ幼稚園があるということで進めてこられたが、田辺幼稚園のように建て替えが難しいという例もある。

公立幼稚園の良さはお母さんたちがひしひしと感じておられる。小学校の隣にもあるので、小学校の雰囲気も感じつつ、小学校へ行く準備もできるが、場所が分かりづらいところにある。新しく住まれる方が多く、そこからは幼稚園から遠い。市は「小学校の隣には園を」という方針なのか、「なくなっても仕方がない」のか。

市も「もう少し幼稚園の良さのアピールを」と思っている。保護者はチラシなどを作ってがんばってくださっている。保育園のニーズが高まっていることも分かりつつも、保護者はがんばっていることを分かっていただければ。

会　長：　私も色んな公立幼稚園を見ているが、京田辺市は質が高いと思う。市は徐々に園児の数が減っていることで経営の面、施設の耐久性の面で「認定こども園」に舵を切った。

認定こども園になったら、「質が下がるか」というと多分そんなことはない。市は保育士研修を必死の思いでやっている。保育所と幼稚園の先生の人事交流はなかったけど、近年は人事交流を

したうえで価値観の摺り合わせをしている。来年４月に大住が最初のこども園になるので。

京田辺市の「下手くそかな」と思うのは、宣伝の仕方。まだまだ行き渡らない。インスタグラムに載せていくとか、ＳＮＳを活用した形でやっていくことが必要。市としての課題かなと思っている。

事務局：　第１期再編整備計画により、田辺幼稚園は施設の老朽化により建て替えができないので、苦渋の選択により「休園」とした。もう一つの切口が「集団」。田辺東幼稚園は３学年とも園児は一桁。文科省で集団の定義みたいなのがあるが、本市の定義は１０人未満とした。これが連続する２学年となると集団ができていないと。子どものことを考えれば、「大きな集団へ統合」となっている。

松井ケ丘幼稚園で危惧されているのは集団が欠けてしまうこと。来年度の新３歳児が４人。新４歳児が１０人ということで、仮に転出等で９人となった場合、２学年連続になってくる恐れがある。しかし、再編整備計画はそう定義がされているが、具体的な考えは動いていないところもある。早急にそこを固めなければならないと考えているが、今のところ市民のみなさんにお知らせする形はできていない。

民間幼稚園は満３歳になれば無償化の対象児となるので、２歳児を早くから幼稚園に集めることをしている。２歳児で満３歳になれば幼稚園に通っているので、民間園に行かれ公立が３歳児で募集をかけてもなかなか戻ってこられることは難しい。我々の弱みを感じている。

それならということで松井ケ丘幼稚園では、０歳児からを対象にした「園庭開放事業」を始めている。２歳になってからではなく、それより先に「幼稚園に遊びにきてください」としている。幼稚園の教育・保育の高さを感じていただき、松井ケ丘幼稚園を希望していただきたいとの思いを持っている。しばらく時間がかかるかもしれないが、進めていきたい。

また、松井山手駅前に「ブランチ」という商業施設があるが、こちらでのイベントの参加についてお声がけをいただいている。

園が出演することで、園を広く知っていただく場となるので、今後も出向いていきたい。

委　員：　幼稚園の園庭開放事業に行ってきた。園はのびのびとしたところ。自宅からの距離を知りたかったので行ってみた。思ったより近かった。送迎できるかな。自転車かなと。知る機会になった。幼稚園の方面に行く機会がなかったので。

先生も付かず離れず見てくださったので、すごくよかったのが第一印象。前もって知れることは不安がなくなる。「先生はどんなのかな」「園の雰囲気は」。園児が散歩に出かける時だったのでその時の雰囲気を知ることもできたし、1時間の園庭開放事業だったけれどもいい感じだった。

でも、「知っていただくこと」が難しくて、私も友達に教えたりするが、さほどお友達もいない状況。どうお知らせするのか。京田辺市公式ラインでは、いろんな情報が発信されている。それに載せるのはできるのか。公式ラインを知っておられる方はまだまだ少ないと思うが。

また、8月に2人目を出産されたおかあさんがいる。パパママ教室は、一人目の時はあるけど二人目の時はほとんどなく、上の子との関わり方が本当に困っていると。そういう教室はあった方が。お母さんも二人目は初めてだし。

会　長：　やっぱり体験すると違うということで、0歳児からの園庭開放事業は効果があると思う。それをどう知らせるか、今、ラインと話がありましたが、いかがでしょうか。

事務局：　公式ラインに園の情報を掲載することはできる。市のインスタグラムはない。使えるところは使っていければいいかと思う。

会　長：　下のお子さんが生まれた時の上のお子さんとの関わり方とかの教室とか講座みたいな計画はあるのか。

事務局：　二人目で教室がないのは一人目で出産をされている経験があることが前提になっている。ただ、いろんな悩みを抱えられていることは現実、事実なので、子育て支援課も今後支援をしていく課題の一つと捉えていると思う。どのような事業に繋がるのか、切実な願いと思うので担当課へ伝えていきたい。

委　員：　広報の件が出ているが、どんなにいい事業をしていても広報で周知されなければ十分な意味をなさないと思う。子育てしやすい市である評価はある一方、それが周知されないと評価が上がらないと思う。

私らおじさん世代はＳＮＳなんて上手に使えない。市長のツイッターは拝見しているが、我々はどうしても古い発想になりがち。ラインとかインスタグラムとかは若い子どものいるような女性に聞くと、やっぱりインスタグラム。インスタグラムは見るけどツイッターは見ないと。

市のホームページを見ると比較的に地味かなと。人それぞれの判断ではあるけれども。市は広報をどのような部署がどのように統括されているのか。ＳＮＳを含めた広報戦略とか。バラバラにされていると動かないと思う。

事務局：　ホームページは、以前はフリーで作れることが多かった。フリー曰くアップをしないことがあったので、今はきちんとしたフォーマットを広報課が各部署に提供している。逆にフォーマット以外のことは発信ができない仕組みになっている。おっしゃるように地味と感じられるのはそういうことなんだろうと。

若い職員が若い職員の感性でアップしたいと思っても、そういうところで引っかかってくる。統括するのは広報課になる。現場としては、それぞれの仕組みを最大限使いながら広報していく。

会　長：　広報は大事。いい事業をしても広がらない。もったいない。同志社大学、同志社女子大学の学生の力を借りながら、一緒に若い発想でやっていくことも一つの方法だと思う。

4　閉会

事務局：　本日の議事はすべて終了した。これで、令和３年度第３回京田辺市子ども・子育て会議を閉会します。